

「教育総合データベース構築事業」公募型プロポーザル方式業者選定に係る評価基準（システム部門）

※「ガイドライン」・・・「教育データの利活用に関するガイドライン」（令和4年12月戸田市）のことを指す。

項目	提案内容の項目	評価の目安	配点
事業への理解度	趣旨・目的	本事業の趣旨、目的を十分理解した、適切な提案となっているか。	10
		求められる機能や効果を十分理解しているか。	
		事業の全体像と、今回提案の範囲が明確になっているか。	
		実証事業という事業の性質を踏まえた柔軟な対応が可能か。	
事業計画	構築スケジュール	事業内容及び内閣府の公募要領のスケジュール、市の想定する大まかなスケジュールと整合が取れ、市の体制を踏まえた適切なスケジュールが組まれているか。	10
		機能やタスク、テスト等の工程が明確に示されているか。	
		スケジュール調整等に柔軟に対応するための具体的な工夫が盛り込まれているか。	
業務遂行能力	業務実績	これまでデータベース構築やデータ連携において十分な実績を有しているか。	60
		教育分野に特化したデータベース構築やデータ連携に関する実績はあるか。	
	業務実施体制	データベース構築やデータ連携に専門的な知識・経験をもった人材が本業務に専念できる環境が確保されるなど、業務を期間内に確実に遂行できる体制が整っているか。	
	データベースに実装する機能	教育総合データベースの目的や想定されるユースケースを踏まえたに必要な機能が備わっているか。 ※4(1)想定されるユースケース及び(2)データベースに実装すべき機能（ガイドラインP24-P30）を参照 本市教育委員会職員だけでなく、市立小中学校の校長等もデータ分析結果等を容易に理解・活用できるユーザーインターフェース（ダッシュボードやアラート機能を含む。）やシステムの操作性が備わっているか。 ※(図)教育総合データベースの主なユースケースについて（ガイドラインP28）を参照	
		データベースの設置環境等	
	本市のネットワーク環境や対象となるデータ項目を取得するシステム等を踏まえて、データ連携がしやすい環境となっているか。 令和5年度中の市立小中学校の校長等の利用も踏まえた環境となっているか。		
個人情報保護・安全管理措置	法令順守のための体制、取組が整備されているか。		
	データベースが情報セキュリティ対策が講じられた環境に構築され、ユーザー認証機能やアクセスコントロール等の必要かつ適切な安全管理措置が講じられているか。		
	個人情報の取り扱いに関し、適切な対応が可能か。 ※2安全管理措置の実施（ガイドラインP14-17）を参照		
価格	価格	セキュリティやランニングコスト、保守性にも配慮した提案となっているか。	10
		経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。	
提案能力	独自性	提案者の独自企画に関する提案はあるか。	10
		類似他者との違い（強み）が示されているか。	
合計			100